

主な人権課題「アイヌの人々」

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な儀式・祭事、ユーカーと呼ばれる多くの口承文学など、独自の豊かな文化を持っていきます。しかし、近世以降のいわゆる同化政策等により、今日では、その文化の十分な保存や伝承が図られていないとはいいたい状況にあります。特に、アイヌ語を理解し、アイヌの伝統などを担う人々の高齢化が進み、これらを次世代に継承していく上で重要な基盤が失われつつあります。また、アイヌの人々に対する理解が十分でないため、就職や結婚等において、偏見や差別が依然として存在しています。

北海道は長らく蝦夷と呼ばれ、本州と本格的に交流が始まったのは近世以降とされています。実際には交流といっても江戸幕府の支配下に置き、同化を強要するものでした。明治以降になると開拓団などの入植が盛んになり、1899年に「北海道旧土人保護法」が施行されました。この法律は北海道という地域に限定された法律でした。その内容は同化を目的としたものであり、アイヌの人々への差別の解消を目的としたものではありませんでした。

はありませんか。
 (参考 法務省「人権の擁護」)
 ★次に、人権問題に関する講演会のご案内を載せています。

ご案内

「人権教育・啓発推進者研修会並びに第10回人権教育学級」
【日時】 7月8日(水)午後2時
【講師】 稲村 健一さん
 徳島県公立学校教職員として、主に阿南市内の小学校で勤務。同和教育主事時代に識字学級と出会う。その後、徳島県教育委員会生涯学習課・総務課・人権教育課などで、「徳島県教育振興基本構想」「徳島県人権教育推進方針」あわ人権学習ハンドブック」などの策定に携わるなど、県の人権教育推進の中心的な役割を担った。平成27年度見能林小学校長を最後に退職し、現在は、阿南市教育委員会教育長。

その後、2019年4月に「アイヌ民族支援法(アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律)」が成立しました(同時に「アイヌ文化振興法」は廃止)。基本理念はもとよりアイヌの人々のための政策を総合的かつ継続的に実施するための支援措置や、民族共生象徴空間の管理に関する措置などが盛り込まれています。また、この法律には、「先住民族」という文言が記されています。

この法律が成立した背景には、2007年に国連で採択された「先住民族の権利に関する国連宣言」があります。この宣言により、現在世界各国では、先住民族に対する権利の保障や支援施策などが進められています。

アイヌの人々が、民族としての誇りを奪われてきた歴史に終止符を打つために、この問題への理解を進めていくことが

市人権推進課(教育庁舎1階)
 ☎ 32・2122
 FAX 33・3525
 Mail:jinkensuisshin@city.komatsushima-i.tokushima.jp

市民文芸 花みずき歌壇 (368) 松並敦子・選

庭石に寄り添い咲きし木瓜の花二羽のメジロは春を楽しむ

赤石町 田原トシ子

百歩ほど歩めば海の見える町靴紐締めて久々の散歩

横須町 福島 夢栄

一心に小魚を捕えんと潜りいる川鵜にわれは生き様を教わる

田浦町 西 教明

感想を聴いて話して自由の座紅茶と手づくりケーキも付いて

横須町 山崎 泰子

われの言葉聞いて居るのか犬二匹食べよと言うまで首かしげ

檜渚町 松下 玉枝

孫娘の就職祝いで食事会窓から見えるヨットハーバー

田浦町 太田カツミ

外へ出てビックリ仰天お日様が明るく笑って雲一つなし

坂野町 橋本千代乃

父、弟、夫みんな逝き長らうる今踏んばり時と足さする日々

江田町 深田 伴子

窓下に息子が植えたる葉ボタンは春だ春だと葉を広げている

横須町 三宅 敏恵

八十路にて免許更新に挑むとき心も体も束の間幼児

立江町 湯浅かや子